

東京都台東区立富士幼稚園 運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年10月台東区条例第22号）第20条の規定により、施設の運営についての重要事項を定めることを目的とする。

(施設の目的)

第2条 本園は、次条に定める運営方針に基づき、入園する幼児（以下「園児」という。）への教育・保育を行うことを目的とする。

(運営方針)

第3条 本園は、幼児期にふさわしい生活や豊かな遊びの体験を通して、心情・意欲・態度を培うよう教育・保育を行うものとする。

2 本園は、台東区幼児教育共通カリキュラム「ちいさな芽」を踏まえ、次の3つの力が育つよう教育・保育を行うものとする。

- (1) 健康な心と体で生活できる力
- (2) 相手や状況が分かり、楽しく活動し、協力できる力
- (3) 自分で考え、意欲的に遊び、学べる力

3 本園は、地域や家庭と連携し、文化や自然に触れ、心や感性が豊かになるよう教育・保育を行うものとする。

4 本園は、小・中学校との連携を図り、就学へのなめらかな接続を目指すものとする。

5 本園は、安全、安心に配慮し、温かな愛情のもとで一人一人を大切に育てるものとする。

(提供する教育・保育の内容)

第4条 本園は、幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）に従い、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことを踏まえ、次に掲げる教育・保育、その他便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育のうち、教育に限る。）
- (2) 預かり保育
- (3) 給食の提供
- (4) その他教育・保育に係る行事等
- (5) 医療的ケア児童受入児童

(職 員)

第5条 本園に配置する職員及び職務の内容等は、別表1のとおりとする。

(学年及び学期)

第6条 本園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項の子どもについては、1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日 から 8月31日 まで

(2) 第2学期 9月1日 から 12月31日 まで

(3) 第3学期 1月1日 から 3月31日 まで

(教育・保育の提供を行う日及び利用時間)

第7条 本園における教育・保育の提供を行う日は、次条で定める休業日以外の日とする。

2 本園における教育・保育の利用時間は、次のとおりとする。

平日 午前8時50分から午後2時10分まで

(休業日)

第8条 本園の休業日は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）及び東京都台東区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年9月教育委員会規則第5号）に基づき、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(3) 開校記念日

(4) 都民の日条例（昭和27年東京都条例第75号）の規定する日

(5) 学年始休業 4月1日から4月7日

(6) 夏季休業 7月20日から9月1日

(7) 冬季休業 12月25日から1月8日

(8) 学年末休業 3月18日から3月31日

(9) その他東京都台東区教育委員会が定める日

(利用者の負担)

第9条 本園の利用に係る保育料は、東京都台東区立幼稚園保育料条例（平成19年10月台東区条例第46号）に定めるところによる。

2 本園の利用に係る保育料以外の利用者の負担は、次のとおりとする。

(1) 預かり保育料 東京都台東区立幼稚園保育料条例に定める額

(2) 園服代 16,000円程度

(3) 教材費・絵本代等 月額1,000円程度

(4) 給食費 1食あたり230円

(5) 遠足などの行事にかかる実費

3 その他利用者の負担が発生した場合、次の事項を明記した書面にて保護者へ周知する。

(1) 徴収理由

(2) 金額

(利用定員及び学級)

第10条 本園における利用定員は、次のとおりとし、1学級とする。

(1) 3歳児 20人

(2) 4歳児 30人

(3) 5歳児 30人

(利用の開始及び終了)

- 第11条 本園の利用は、保護者が入園の申請を行い、台東区教育委員会が入園を決定することにより開始する。
- 2 前項の申請が、定員を上回る場合の選考方法は抽選による。
 - 3 きょうだいが入籍している者は、優先して入園させる。ただし、保護者が保育料を滞納している場合、その限りではない。
 - 4 前項の申請時点で利用定員に空きがない場合、抽選等により補欠順位を決定し、順位ごとに入園者を選考する。
 - 5 入園希望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合、入園を拒むことができる。
 - 6 本園は、以下の各号に該当するときは、教育・保育の提供を終了する。
 - (1) 保護者が退園の手続きをおこなったとき
 - (2) 園児が小学校に就学したとき
 - (3) 園児が台東区外に転居したとき
 - (4) その他、本園での安全な利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
 - 7 入園内定者は、本園の利用開始にあたり、市区町村より教育・保育給付認定を受け、必要な事項を記載した書面を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。
 - 8 前項第3号に該当する保護者が、教育委員会へ教育・保育の提供の延長を申し出た場合、別表2のとおり延長する。(緊急時における対応)

第12条 本園において、保育中に、園児の容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、園医又は園児の主治医へ連絡をとるなど、別に定める「事故・けがの対応手順」に従い、対応するものとする。

2 本園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。(非常災害対策)

第13条 本園は、非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は防火担当責任者を定め、少なくとも年11回以上、避難に係る訓練並びに年2回以上、消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止)

第14条 本園は、園児の虐待の防止を図るため、関係機関と連携し体制の整備を行い、職員に対する研修を実施するなど、必要な措置を講ずるものとする。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表1

職種	配置人数	職務の内容
園長	1人	・幼稚園教育、所属職員、施設及び事務の管理を行う。 ・所属職員の職務上及び身分上の監督を行う。
副園長	1人 (配置なしの場合あり)	・園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。 ・園長の命を受け、所属職員を監督し、及び必要に応じ園児の教育をつかさどる。
園長が指名する主任教諭又は教諭	1人	・園の運営に積極的に関わり、適切な園務処理を行う。 ・必要に応じ、所属職員への指導、園児の教育を行う。
教諭		・園児の保育をつかさどる。

別表2

クラス	条件	延長期間
3歳児	23区内に転居	・きょうだいが5歳児に在籍し、第3学期に転居する園児
4歳児		きょうだいが修了する年度の3月31日まで
5歳児		・きょうだいが5歳児に在籍しない園児 転居する月の月末まで
5歳児	第3学期に23区内に転居	修了する年度の3月31日まで